

(修了生用)

自習室個席の清掃・原状復帰について

第2本部棟7階の第2自習室の修了生用個席については平成31年3月までの指定となっている。「自習室利用の手引き」に定められているように、利用期間の終了時には、利用者が、清掃・原状復帰をしなければならない。

については、清掃・原状復帰を下記のとおり行い、所定の様式を大学院係前のレポートボックスに提出すること。

なお、原状復帰にあたって出たゴミは持ち帰るか、第3自習室前のゴミ箱へ分別して捨てること。

また、不要になった参考書等については、総合図書館入口に設置されている東京大学基金「古本募金」ステーション（書籍による5冊未満の無記名寄附者のご協力を図るため設置されている。）の活用も検討頂きたい。

※ 古本募金 HP : <http://www.utf-books.jp/>

記

1 3月22日（金）までに、清掃・原状復帰を行い、下記 URL に記載する「個席原状復帰完了届」を大学院係前のボックスに提出すること。

http://www.j.u-tokyo.ac.jp/students/wp-content/uploads/sites/5/2018/01/20170117-4_jishushitsu_shuryo_genjohukkitodoke.pdf

2 3月22日（金）は、清掃と私物の持ち出し以外の個席の利用を禁じる。
（23日（土）～31日（日）については、原則入室を禁じる。）

なお、当該期間までに私物の持ち出しをしなかったことによる紛失については、一切を本人の責任とする。

※1 4月1日以降の個席の申請については、別途掲示する。個席の指定については、修了生個席に限りがあるため、直近の平成31年3月の修了生を優先した上で学務委員会が抽選・指定する。4月から9月までの個席については学務委員会が指定し、別途掲示する。

※2 4月1日以降は現在利用する個席を、新たに当該個席に指定された者が利用する。なお、個席等に私物の置き捨てをした者については、氏名を掲示し、今後の修了生用個席の申請を認めないこともあるので注意すること。

2019年1月
法曹養成専攻長